

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

1. 目的

この要領は、介護サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者（以下「事業者」という。）から中津市長へ報告が行われ、損害賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

2. 通則

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく下記関係法令等の規定による事故が発生した場合の中津市長への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

- (1) 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分県条例第55号）第40条
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分県条例第56号）第40条
- (3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年大分県条例第57号）第39条
- (4) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分県条例第58号）第38条
- (5) 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分県条例第59号）第56条の10
- (6) 中津市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年中津市条例第4号）第30条
- (7) 中津市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年中津市条例第14号）第41条
- (8) 中津市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年中津市条例第15号）第38条
- (9) 中津市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年中津市条例第6号）第28条
- (10) 中津市訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年7月8日制定）第36条
- (11) 中津市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年7月8日制定）第35条

3. 事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則として次のとおりとする。

- (1) サービス提供による利用者のケガや死亡事故等（以下「ケガ等」という。）
 - ① ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落に伴う骨折（ひびも含む）や出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤与薬等で医療機関において治療、又は入院したものを原則とする。ただし、擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。
 - ② 事業者側の責任や過失の有無は問わない。（利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含む。）

（例） 利用者同士のトラブル、無断外出、交通事故、徘徊・行方不明等
 - ③ サービス提供には、送迎、通院等も含む。
- (2) 感染症、食中毒又は疥癬の発生

感染症とは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定めるもののうち、原則として1・2・3・4・5類の感染症とする。
- (3) 従業員の法令違反、不祥事等利用者の処遇に影響があるもの

（例） 利用者からの預かり金の横領等、送迎時の交通事故、利用者に対する身体的虐待等
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)以外で、特に保険者が報告を求めた場合
- (5) その他、震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故

4. 報告対象者

事故報告の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 事業者・施設所在地が市内の場合は、すべての介護サービス利用者とする。（中津市の被保険者、市外の被保険者を問わず。）
- (2) 事業者・施設所在地が市外の場合は、介護サービス利用者が中津市の被保険者（住所地特例者を含む。）とする。

5. 報告事項

報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 事故状況
- (2) 事業所の概要
- (3) 対象者
- (4) 事故の概要
- (5) 事故発生時の対応
- (6) 事故発生後の状況

- (7) 事故の原因分析
- (8) 再発防止策
- (9) その他特記すべき事項
- (10) 担当連絡先

6. 報告の手順

報告は、事故報告書により行う。報告は、まずは第一報を、メールにて速やかに提出し、その後、追加の報告・最終報告を遅滞なく提出すること。

(1) 第一報

- ① 事業者は、事故が発生した場合、速やかに家族に連絡するとともに可能な限り記載した事故報告書を事故発生日より遅くとも5日以内を目安に保険者に提出する。居宅サービス事業者等（介護保険施設は除く。）は居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者にも、同様の報告書を提出する。
- ② 緊急性の高いものは、第一報を電話で行い、その後、報告書を提出する。

(2) 追加の報告及び最終報告

事業者は、状況の変化等必要に応じて、追加報告を行う。事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告する。また、事故による病院受診等が終了したタイミングで最終報告を提出する。

7. 対応

中津市長は報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

事故の対応に当たって中津市長は、必要に応じて他の市町村や大分県及び大分県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

8. その他

その他必要な事項については、中津市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。